平成２１年（フ）第３８６８号
札幌市北区新琴似５条９丁目７番23号　ディアプロミネンス201号
債務者　吉田　智子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９０１号
札幌市東区東苗穂７条２丁目４番６―407号
債務者　梶浦　　学
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９２５号
札幌市東区北25条東10丁目３番35―101号
債務者　丸山　孝行
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９３１号
札幌市手稲区前田８条14丁目１番36号　コーポ007―201号
債務者　中島芙美代
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７２４号
岩手県遠野市松崎町白岩25地割９番地９、旧住所盛岡市緑が丘４丁目４番24号　コーポ川口103号
債務者　桜井　妙子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８１８号
岩手県奥州市水沢区南町２番26号
債務者　畠山セツ子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１０７号
山形県酒田市東泉町２丁目９番地の45アパート紫苑Ｂ号、前住所山形県酒田市錦町２丁目65番地の10
債務者　髙橋　良治
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１１５号
山形県酒田市錦町３丁目８番地の15雇用促進住宅１号棟、前住所東京都杉並区永福４丁目10番２号
債務者　小野　秀雄
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２２１号
福島県喜多方市関柴町上高額字上中1156番地１　コーポ平成102号室、前住所長崎県佐世保市大黒町493番地　森山アパート102号
債務者　髙橋　　忍
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
福島県会津若松市日吉町４番29―１号、前住所福島県会津若松市本町２番６―305号　スタジオーネ会津若松
債務者　中澤ヨウ子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
福島県喜多方市字柳清水3379番地４、前住所福島県喜多方市字三丁目4840番地１
債務者　吉田　　勝
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１４０２号
さいたま市桜区大字神田253番地５　フレグランスＣ202
債務者　高山　峰一
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２０号
さいたま市南区辻５丁目７番12号
債務者　布施　真人
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６１号
埼玉県蕨市北町１丁目11番10号　シャラン蕨207号
債務者　兵庫さやか
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６５号
さいたま市見沼区東大宮６丁目39番地３
債務者　大熊　明子（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７７号
埼玉県新座市堀ノ内３丁目13番15号
債務者　小松　美恵
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７８号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地２―８―302
債務者　加藤有紀枝
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係